

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年2月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300263 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300043 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 12 年 6 月から平成 14 年 1 月まで、平成 15 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月及び同年 12 月から平成 16 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 6 月から平成 14 年 1 月まで、平成 15 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月及び同年 12 月から平成 16 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 6 月から平成 14 年 1 月まで、平成 15 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月及び同年 12 月から平成 16 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 12 年 6 月から平成 14 年 1 月まで、平成 15 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月及び同年 12 月から平成 16 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 12 年 6 月及び平成 13 年 9 月から平成 14 年 1 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 6 月及び平成 13 年 9 月から平成 14 年 1 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者の A 社における平成 14 年 2 月から同年 9 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 2 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 6 月及び平成 13 年 9 月から平成 14 年 9 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄 (平成 14 年 2 月から同年 9 月までの期間については第二欄) に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 12 年 6 月	22 万円	26 万円	34 万円
平成 12 年 7 月から平成 13 年 8 月まで	22 万円	34 万円	—
平成 13 年 9 月から平成 14 年 1 月まで	26 万円	34 万円	38 万円
平成 14 年 2 月から同年 9 月まで	26 万円	—	38 万円
平成 15 年 4 月から同年 6 月まで	26 万円	34 万円	—
平成 15 年 8 月	26 万円	30 万円	—
平成 15 年 12 月から平成 16 年 3 月まで	26 万円	34 万円	—

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 6 月 1 日から平成 16 年 4 月 16 日まで

A社に係る請求期間の標準報酬月額よりも多くの給与が支給され、厚生年金保険料も多く控除されていたので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 12 年 6 月から平成 14 年 1 月まで、平成 15 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月及び同年 12 月から平成 16 年 3 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及びA社からの給与の振込先とするB銀行の普通預金通帳の写しにより確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 12 年 6 月から平成 14 年 1 月まで、平成 15 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月及び同年 12 月から平成 16 年 3 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書及び普通預金通帳の写しにより確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 12 年 6 月	22 万円	26 万円	34 万円
平成 12 年 7 月から平成 13 年 8 月まで	22 万円	34 万円	—
平成 13 年 9 月から平成 14 年 1 月まで	26 万円	34 万円	38 万円
平成 14 年 2 月から同年 9 月まで	26 万円	—	38 万円
平成 15 年 4 月から同年 6 月まで	26 万円	34 万円	—
平成 15 年 8 月	26 万円	30 万円	—
平成 15 年 12 月から平成 16 年 3 月まで	26 万円	34 万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 12 年 6 月から平成 14 年 1 月まで、平成 15 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月及び同年 12 月から平成 16 年 3 月までの期間について、請求者の本請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 12 年 6 月から平成 14 年 1 月まで、平成 15 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月及び同年 12 月から平成 16 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成 12 年 6 月及び平成 13 年 9 月から平成 14 年 1 月までの期間については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

また、請求期間のうち、平成 14 年 2 月から同年 9 月までの期間については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄（平成 14 年 2 月から同年 9 月までの期間については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄（平成 14 年 2 月から同年 9 月までの期間については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで、同年 7 月、同年 9 月から同年 11 月までの期間については、A 社は、平成 18 年以前の賃金台帳を保管していない旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、前述の普通預金通帳の写しからは、当該期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300258 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300012 号

第 1 結論

昭和 62 年 1 月 8 日から昭和 63 年 4 月 5 日までの請求期間、昭和 63 年 7 月 28 日から同年 10 月 11 日までの請求期間、平成元年 3 月 28 日から同年 4 月 4 日までの請求期間及び平成元年 11 月 23 日から平成 2 年 3 月 21 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月 8 日から昭和 63 年 4 月 5 日まで
② 昭和 63 年 7 月 28 日から同年 10 月 11 日まで
③ 平成元年 3 月 28 日から同年 4 月 4 日まで
④ 平成元年 11 月 23 日から平成 2 年 3 月 21 日まで

請求期間①のうち、A 県 B 郡 C 小学校で非常勤講師として勤務していた期間については、厚生年金保険に加入できないため毎月給料より国民年金保険料を引かれていた。また、離職中は自分で役場の窓口で納付していた。

請求期間②から④までについては、離職する度に自分で D 町役場の窓口で加入手続きを行い、自宅に通知が送られてきたので、D 町役場の窓口で毎月国民年金保険料を納付していた。

請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続きが行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、オンライン記録によると、請求者の年金手帳に記載されている国民年金の記号番号(*)に係る資格処理日は、平成 4 年 2 月 13 日とされていることから、請求者は、同年 2 月頃に初めて国民年金に加入し、当該記号番号が払い出されたものと考えられる。

一方、前述のとおり、請求者の国民年金の記号番号(*)が払い出される平成 4 年 2 月頃までは、請求期間①から④までについては、国民年金に未加入となっていたことから、請求者の主張どおりに請求期間①から④までの国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、前述の国民年金の記号番号(*)とは別の国民年金の記号番号が払い出されている必要がある。

しかしながら、請求者の請求期間当時の住所地である A 県 B 郡 D 町は、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出されていた事実が確認できるか否か、請求期間①から④までに係る国民年金保険料納付の有無が確認できるか否かについて、文書の保管期間を過ぎているため不明である旨回答しており、日本年金機構は、請求者に係る国民年金の記号番号(*)以外の払出しについては確認できない旨回答している。

また、当局において、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名(旧姓を含む)を

複数の読み方により検索したが、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求者は、前述のとおり、国民年金の記号番号（＊）が払い出されるまでは国民年金に未加入であり、請求期間①から④までに係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間①について、請求者は、非常勤講師として勤務していた期間は、毎月給与から国民年金保険料が天引きされていた旨主張しているところ、C小学校の現在の担当者は、学校で国民年金保険料の納入は何もしておらず、手続をしていたなどの記録もなく、納付書を預かって納付することも一切ない旨陳述している。

このほか、請求者が、請求期間①から④までについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までに係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。